石川県警察における広報活動に関する訓令

平成16年12月27日 石川県警察本部訓令第20号 改正 平成18年4月28日 石川県警察本部訓令第14号

石川県警察における広報活動に関する訓令を次のように定める。

石川県警察における広報活動に関する訓令(昭和51年石川県警察本部訓令第3号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、石川県警察(以下「県警察」という。)における広報活動 を効果的に推進するため必要な事項を定めることを目的とする。

(広報活動の意義)

第2条 この訓令において、広報活動とは、県民に対し県警察の実態及び諸施策 を正しく知らせるとともに、県民の意向を広く警察運営に反映させることによ り、県民の警察活動に対する理解と協力を深めるための諸活動をいう。

(広報業務)

- 第3条 広報活動として行う業務(以下「広報業務」という。)の内容は、次の 各号に掲げるものをいう。
 - (1) 広報活動の企画、調査及び研究に関すること。
 - (2) 広報資料の収集、管理及び提供に関すること。
 - (3) 報道機関及び他官庁その他各種団体との広報活動に必要な連絡及び便宜供与に関すること。
 - (4) 職員に対する広報についての指導教養に関すること。
 - (5) 警察活動に係る懇談会、広聴会及び世論調査に関すること。
 - (6) その他広報活動に関すること。

(基本的心構え)

第4条 警察職員は、一人一人が広報活動の実施者であることを自覚し、あらゆる機会を活用して、広報活動の積極的な推進に努めなければならない。

(所属長の責務)

第5条 警察本部の課(課に相当する室、所、隊及び警察学校を含む。以下同じ。) の長及び警察署長(以下「所属長」という。)は、その所掌する事務に関し、 積極的かつ効果的な広報活動の推進に努めなければならない。

(警務部長等の任務)

- 第6条 警務部長は、県警察における広報活動の総合的な企画及び調整を行うものとする。
- 2 総務課長は、警務部長の指揮を受け、広報業務についての総合企画、調査研究及び指導教養を行うほか、広報活動を総括するものとする。
- 3 広報室長は、総務課長の指揮を受け、報道機関との広報連絡、広報担当者と の連絡調整、その他広報に関する業務を処理するものとする。

(広報担当者)

- 第7条 広報業務の円滑な実施を図るため広報担当者を置く。
- 2 広報担当者は、警察本部にあっては、課の次席、副隊長又は副校長を、警察署にあっては、副署長又は次長をもって充てる。
- 3 広報担当者は、所属長の指揮を受け所属における広報業務の企画・推進及び 連絡調整を行うとともに、広報室長と密接な連携を保ち、広報の総合的な運営 に努めなければならない。

(広報推進委員会)

- 第8条 警察本部に広報推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査研究及び審議を行うものと する。
- (1) 年間及び月間の広報重点の選定に関すること。
- (2) 広報活動の企画及び推進に関すること。
- (3) 広報活動の効果的推進のための調査研究に関すること。
- (4) その他広報業務に関すること。
- 3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 委員長 総務課長
- (2) 委員 各部の総務を担当する課の広報担当者及び広報室長
- 4 委員会は、委員長が必要に応じて随時招集する。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることが

できる。

6 委員会の庶務は、総務課において行う。

(広報活動基本計画の策定)

第9条 総務課長は、毎年11月末までに、各課の年間広報活動に関する計画案に 基づき翌年の広報活動基本計画を策定し、所属長に通知するものとする。

(広報室長等の派遣)

第10条 総務課長は、報道機関との連絡及び調整その他の理由により必要と認めるときは、広報室長又は広報補佐を関係警察署に派遣するものとする。

(報告)

- 第11条 警察署長は、広報活動の実施結果を総務課長を経て警察本部長に報告するものとする。
- 2 所属長は、特に重要と認めた広報活動上の企画又は特殊な事情については、 速やかに総務課長を経て警察本部長に報告しなければならない。

(雑則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、広報活動を実施するため必要な事項は、 別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月28日から施行する。